

政令番号209 ジプロモクロロメタン

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成25年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬登録製剤	登録製剤以外殺虫剤	その他	
1	北海道							2.0E+3	1,976.9
2	青森県							5.3E+2	530.7
3	岩手県							2.9E+2	291.0
4	宮城県							8.0E+2	798.9
5	秋田県							5.4E+2	536.3
6	山形県							4.7E+2	471.5
7	福島県							5.3E+2	529.9
8	茨城県							1.3E+3	1,306.9
9	栃木県							6.8E+2	683.3
10	群馬県							1.1E+3	1,083.3
11	埼玉県							4.5E+3	4,530.6
12	千葉県							4.0E+3	4,042.0
13	東京都							4.8E+3	4,842.5
14	神奈川県							3.1E+3	3,132.9
15	新潟県							9.0E+2	904.0
16	富山県							4.5E+2	446.4
17	石川県							3.5E+2	350.0
18	福井県							3.0E+2	297.7
19	山梨県							2.3E+2	226.9
20	長野県							5.9E+2	586.4
21	岐阜県							4.0E+2	398.7
22	静岡県							1.3E+3	1,310.3
23	愛知県							2.8E+3	2,783.1
24	三重県							8.6E+2	855.0
25	滋賀県							7.8E+2	777.4
26	京都府							3.6E+2	363.3
27	大阪府							3.5E+3	3,510.5
28	兵庫県							2.1E+3	2,144.8
29	奈良県							5.0E+2	495.5
30	和歌山県							5.2E+2	519.0
31	鳥取県							2.2E+2	223.0
32	島根県							3.9E+2	388.6
33	岡山県							8.2E+2	818.0
34	広島県							8.5E+2	846.2
35	山口県							5.9E+2	586.0
36	徳島県							2.6E+2	260.7
37	香川県							5.7E+2	568.3
38	愛媛県							7.4E+2	741.9
39	高知県							1.9E+2	193.0
40	福岡県							2.1E+3	2,145.2
41	佐賀県							3.9E+2	390.8
42	長崎県							1.3E+3	1,251.1
43	熊本県							4.5E+2	454.6
44	大分県							2.5E+2	253.0
45	宮崎県							3.3E+2	330.2
46	鹿児島県							6.5E+2	654.0
47	沖縄県							3.0E+3	3,014.4
	全国							5.4E+4	53,844.9